

令和6年度

多良木町財政健全化及び公営企業会計
経営健全化審査意見書

多良木町監査委員

令和6年度 多良木町財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、多良木町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した「令和6年度財政健全化判断比率及び令和6年度資金不足比率算定に関する書類（以下「財政健全化審査関係書類」という）が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査内容

(1) 財政健全化審査関係書類について

審査に付された「財政健全化審査関係書類」について、担当課より「健全化判断比率」の算定方法等の説明を受けるとともに、算定の基となる計数について審査を行った。

(2) 財政状況について

財政状況については、判断の指標となる「健全化判断比率」について、本町の比率と「早期健全化基準」を比較することにより判断した。

ア 実質赤字比率

形式的には黒字であっても翌年度の収入をその年度に繰り上げていたり、その年度に支払うべきものを翌年度に繰り延べているなど、実質的には赤字の状態を実質赤字という。

実質赤字比率は、地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

多良木町では、令和6年度における実質赤字は生じていないため実質赤字比率は「－」（該当なし）で、健全段階となっている。

【実質赤字比率】

一般会計等の実質赤字額（469,765千円） / 標準財政規模（4,271,844千円）＝－10.99%

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字の場合、実質赤字比率又は連結実質赤字比率は負の値で表示される。

イ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合で表したものである。

多良木町は令和6年度において、全ての会計において実質赤字が生じていないため、連結実質赤字比率は「－」（該当なし）で、健全段階となっている。

【連結実質赤字比率】

連結（全会計）実質赤字額（943,779千円） / 標準財政規模（4,271,844千円）＝－22.09%

ウ 実質公債費比率

実質公債費とは、道路整備や学校建設などの一般会計等における地方債だけでなく、下水道事業などの特別会計で発行した地方債に対する一般会計の負担分などを含めた実質的な地方債償還のことであり、この実質公債費が、財政規模に対してどのくらいの割合になっているかを示すのが実質公債費比率で過去3か年の比率の平均により算出される。

実質公債費比率が高いほど財政の弾力性が低下し、他の必要な経費を削減する必要性が生じる可能性があり、総務省が定める基準を超えると財政状況が厳しく財政健全化計画の策定や、場合によっては財政再生団体として国の管理下で財政再建を進める必要性が生じる可能性がある。

多良木町の令和6年度の実質公債費比率は9.0%（前年度9.0%）で、前年度と同じ比率となっており健全化基準25.0%の範囲内であり、類似団体の平均値9.3%（前年度9.1%）と同水準で直近5年間は9%程度で推移している。

なお、実質公債費比率が微減となったのは、下水道事業が令和6年度から公営企業化となり、これまでと繰り出し方法が異なったことから、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還に充てたと認められる繰入金が減となったこと、また、特定財源の額（熊本地震復興基金交付金）が減となったこと、更に普通交付税額が増となったことが要因である。

エ 将来負担比率

一般会計等（公営企業、出資法人等を含む。）が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合であるが、令和6年度の本町の将来負担比率は将来負担額より充当可能財源等の額が上回っていることから比率は算定されないため「－」（該当なし）で、早期健全化基準の350.0%の範囲以内であり、健全段階となっている。

○ 本町の健全化判断比率と早期健全化基準との比較

健全化判断比率	令和5年度	令和6年度	早期健全化基準	備考
実質赤字比率	－	－	15.0%	黒字であるため－で表示
連結実質赤字比率	－	－	20.0%	黒字であるため－で表示
実質公債費比率	9.0%	9.0%	25.0%	
将来負担比率	－	－	350.0%	将来負担額に充当可能な財源額が、将来負担額を上回っているため－で表示

3 審査結果

- (1) 審査に付された「財政健全化審査関係書類」は、いずれも適正に作成されているものと認められる。
- (2) 健全化を判断する指標となる健全化判断基準との比較において、すべての比率が早期健全化基準の範囲内であることから、本町の財政は健全に運営されているものと判断する。

4 その他参考意見

本町の財政は、上記のとおり健全化の指標となる健全化判断比率との比較において、すべての比率が早期健全化基準の範囲内であり、比較的安定した状況にあると推察する。

自治体の財政において問題となるのは、負債の大きさではなく、減らすことのできない経費（固定的な経費）の増大といわれており、本町が実施している事業の中には、赤字額を一般財源から補填している直営事業（えびすの湯及び堆肥センター）を複数抱えており、その支出が固定化している状況にある。

直営事業のうち、えびすの湯については運営方法の見直し（使用料の改定及び営業時間の短縮等）による収入増及び経費削減に努めているところであるが、堆肥センターについても販売単価及び販売単位の見直しにより収入増及び経費抑制に努めるなど、将来の財政を圧迫する可能性がある事業については、運営方法の抜本的な見直しとともに、歳出削減を図っていくことが必要と考える。

令和6年度 多良木町公営企業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、多良木町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「公営企業会計経営健全化審査関係書類」という。）が適正に作成されているかどうかを主眼とした。

2 審査内容

(1) 公営企業会計経営健全化審査関係書類について

審査に付された「公営企業会計経営健全化審査関係書類」について、担当課より「資金不足比率」の算定方法等の説明を受けるとともに、算定の基となる計数について審査を行った。

(2) 公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率について

上水道事業会計及び下水道事業会計について、決算審査関係帳簿等を確認することにより、令和6年度の収支状況を審査した。

会計名称	資金不足比率		経営健全化 基 準	備 考
	令和5年度	令和6年度		
上水道事業会計	—	—	20.0%	黒字のため—で表示
下水道事業会計	—	—	20.0%	黒字のため—で表示

3 審査結果

(1) 審査に付された「財政健全化審査関係書類」は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率については、上水道事業会計及び下水道事業会計とも黒字であり、経営健全化基準である20%の範囲内である。

上水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は、745.0%（前年度481.9%）である。また、実質的な資金不足額を把握するため、令和6年度に償還した企業債の金額を流動負債として加算して計算しても実質流動比率は418.1%（前年度295.8%）になり、流動比率の理想値である200%を上回っており、良好な状態と認められる。

(流動比率算出式)

流動資産（303,094千円） / 流動負債（40,683千円） = 745.0%

(実質流動比率算出式)

流動資産（303,094千円） / ((流動負債（40,683千円） + 企業債償還額（31,808千円）)
= 418.1%